

対馬海洋保護区 しまうみ管理計画



平成30年10月

対馬市

目 次

はじめに	1
第 1 章 海洋保護区「しまうみ」とは	2
1.1 海洋保護区「しまうみ」導入の目的	2
1.2 海洋保護区「しまうみ」の定義	2
1.3 海洋保護区「しまうみ」の目標	2
第 2 章 海洋保護区「しまうみ」の管理	4
2.1 対象海域	4
2.2 管理体制	4
第 3 章 しまうみ管理計画	8
3.1 水産資源管理計画	8
3.2 生物多様性管理計画	8
3.3 特定作業部会における計画	9

はじめに

対馬は周囲を美しい海に囲まれている。その海は水産資源が豊富で、対馬市民の重要な財産・資源である。その対馬市の基幹産業である漁業の水揚げは年々減少の一途をたどり、1982年(S57)のピーク時に約4万7千トンあった水揚げは、現在では約1万4千トンと3分の1程度まで落ち込んでいる。その要因として、漁業者の高齢化、後継者不足、資源の減少等があげられる。

そのため、対馬市では、漁業関係者や専門家との話し合いにより、豊かな海と伝統的な漁法を未来へ継承しながら、水産資源の持続的利用を図る「海洋保護区」の設定を目指している。

対馬市が目指す「海洋保護区」は禁漁区を意味するものではなく、魚種や漁法毎に対応したきめ細かいルールに基づく資源管理型漁業が行われる区域である。

この海洋保護区を維持発展させるためには、例えば産卵期の魚や幼魚を獲り過ぎないための取り決めや仕組みに基づいて漁業を行うほか、保護区内の海洋環境や水産資源の保全方策なども求められる。

また、海洋保護区の管理については、漁業関係者だけでなく専門家、流通関係者、そして対馬市民を含めた「オール対馬」で取り組むことにより、対馬市が目指す海洋保護区の価値が生まれてくると考えられる。

これらの考え方に基づき、対馬市は子どもから大人まで「素晴らしい海を持つ対馬を盛り上げよう」をモットーに「海洋保護区」の導入を目指すものである。

長崎県対馬市

第1章 海洋保護区「しまうみ」とは

1.1 海洋保護区「しまうみ」導入の目的

対馬における海洋保護区導入の目的は、対馬近海の海洋資源の重要性を認識し、その保全の必要性を周知するほか、将来にわたって対馬近海の豊かな海洋資源の恵みを楽しむことができるよう、資源量の維持あるいは回復につながる資源管理や生物多様性の保全管理を実施するとともに、漁業者の生活の安定、向上を図ることである。

これらの目的を実現し、対馬市が目指す海洋保護区の価値を生み出すために、子どもから大人まで「素晴らしい海を持つ対馬を盛り上げよう」との思いを一つにするべく、対馬の海洋保護区を「対馬の海～しまうみ～」と命名する。

1.2 海洋保護区「しまうみ」の定義

対馬における海洋保護区「しまうみ」の定義

対馬における海洋保護区「しまうみ」は、対馬周辺の海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全を目的とする生物多様性管理計画、および生態系サービスの持続可能な利用を目的とする水産資源管理計画を含む、「しまうみ管理計画」に基づいて管理され、実際に効果が得られることを担保する手法により、その管理方法および海域が明確に定められた海域とする。

「しまうみ管理計画」は、対馬市民のたぐい対馬市民により策定され、対馬の海の豊かさを将来にわたって維持継続していくことを目的として運営される。

* 「しまうみ管理計画」：対馬海洋保護区「しまうみ」を管理するための基本計画。

1.3 海洋保護区「しまうみ」の目標

海洋保護区「しまうみ」は早期の運営開始を目指しているため、導入当初は限られた海域で関係者も比較的小さい共同漁業権海域を対象海域とするが、対馬近海の海洋資源の持続的利用と生物多様性保全を実現するためには、より広い範囲を対象とする必要がある。

そこで、共同漁業権を対象とした「しまうみ」の管理を実施しながら、順次対象とする海域、魚種あるいは漁法を拡大していく計画とする。

最終的には対馬基線から12海里沖合いまでを対象海域とし(図1)、その範囲内で操業される漁業および漁獲対象となる魚種を「しまうみ」として管理することを目標とする。

また、「しまうみ」の管理対象の拡大(図2)にしたがい、水産作業部会については磯資源作業部会以外にも、定置網作業部会、底生性資源作業部会、イカ釣り作業部会、回遊性資源作業部会等を設置すると共に、特定作業部会を設置し、関係者からの様々な要望に対応していく予定である。



図 1. 対馬海洋保護区の目標海域

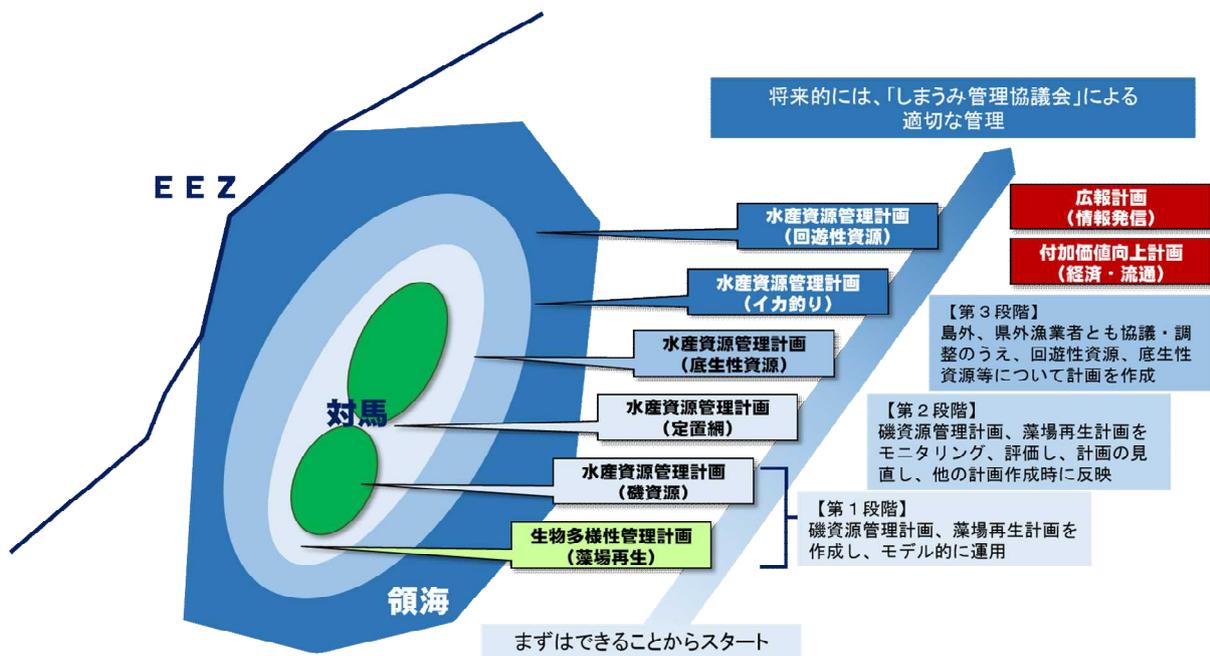


図 2. 対馬海洋保護区の管理拡大のイメージ

第2章 海洋保護区「しまうみ」の管理

2.1 対象海域

海洋保護区「しまうみ」の対象海域は、対馬の周辺に指定されている共同漁業権海域とする。共同漁業権海域は対馬の周囲を取り囲むように指定され、その面積は491.634km²となっている(図3)。



図3. 海洋保護区「しまうみ」の対象海域

2.2 管理体制

しまうみ管理協議会および各種の作業部会を設置し、海洋保護区「しまうみ」の管理体制とする。ただし、海洋保護区「しまうみ」は共同漁業権を対象とした運営から導入を開始し、順次対象とする海域、魚種あるいは漁法を拡大していく計画としている。そこで、最終的に対馬基線から12海里沖合いまでを対象海域とした管理を実施するまで、これまで海洋保護区導入のために中心的な役割をになってきた対馬市海洋保護区設定推進協議会が、しまうみ管理協議会の役割を担うこととする。

海洋保護区「しまうみ」では、水産資源の持続的利用を目的とした水産資源管理計画、および海洋の生物多様性を保全するための生物多様性管理計画を含む、しまうみ管理計画を策定(Plan)し、実行(Do)し、さらに得られた成果について検証(Check)を行い、検証結果を次に策定する計画に反映(Action)するというPDCAサイクルによって管理する。

具体的には、図4に示すように水産資源管理計画と生物多様性管理計画という2つの計画がPDCAサイクルを繰り返すことにより、しまうみ管理計画自体もPDCAサイクルを生んでいくという体制である。

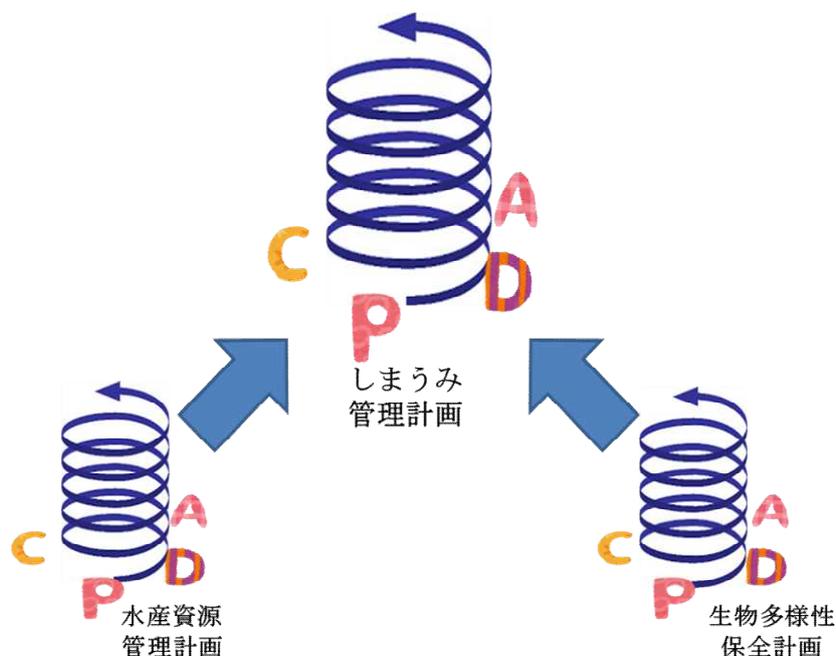


図4. しまうみ管理計画の運営 (PDCAサイクル)

【しまうみ管理協議会】

しまうみ管理協議会は、対馬の海洋保護区である「しまうみ」の管理体制における最高意思決定機関である。少なくとも年1回の会合を開催し、しまうみ管理体制、特定作業部会、しまうみ管理計画の承認、しまうみの管理に関する諸事項に関する決定等を行う。また、当該年度に実行されたしまうみ管理計画に関する評価について審議を行う。

しまうみ管理協議会の委員は「しまうみ」の関係者とし、委員の任期は基本的に1年とするが再任を認めることとする。また、委員の中から会長を選任する。会長の任期は基本的に1年とするが再任を認めることとする(図5)。

なお、上述したように海洋保護区「しまうみ」が、対馬基線から12海里沖合いまでを対象海域とし、最終的な目標を達成するまでは、対馬市海洋保護区設定推進協議会が、しまうみ管理協議会の役割を担うこととする。

【作業部会】

作業部会は、水産資源管理および生物多様性管理に関する作業を実施する常設作業部会と、特定の目的に応じて設置される特定作業部会により構成される(図5)。

常設作業部会

常設作業部会は水産資源管理計画を管理する水産資源作業部会及び生物多様性管理計画を管理する生物多様性作業部会で構成される。少なくとも年1回の会合を開催し、しまうみ管理計画の策定および検証を行うが、必要に応じて適宜会合を開催する。

常設作業部会の委員は、しまうみ管理協議会において協議し任命され、任期は基本的に3年とするが再任を認めることとする。また、委員の中から会長を選任する。

会長の任期は基本的に1年とするが再任を認めることとする。なお、常設作業部会員は、特定の個人ではなく漁業協同組合等の組織を任命する事を認める。その場合には、当該組織の代表者が常設作業部会に参加する事とする。

水産生物作業部会

水産資源作業部会は、水産資源管理計画を策定し、漁業協同組合等に計画の実行を指示し、運用状況を管理する。また、水産資源管理計画を実行することにより得られた成果を検証し、次年度の水産資源管理計画に反映する。しまうみ管理協議会の承認のもと、適切に管理できる水産資源単位毎に作業部会を設置するが、しまうみ管理協議会が認めた場合には漁法別、あるいは魚種別に作業部会を設置することができる。

生物多様性作業部会

生物多様性作業部会は、生物多様性管理計画を策定し、漁業協同組合等に実行を指示し、運用状況を管理する。

また、生物多様性管理計画を実行することにより得られた成果を検証し、次年度の生物多様性管理計画に反映する。基本的に1つの作業部会を設置し、しまうみ全体を対象として計画の策定、実行、検証を行うが、しまうみ管理協議会が必要と認めた場合には個別の課題に応じて作業部会を設置することができる。

特定作業部会

特定作業部会は、しまうみ管理計画を運営するうえで、必要と思われる特定の事項を目的として設置される作業部会であり、しまうみ管理計画関係者からの要望に基づき、しまうみ管理協議会において承認された後に設置される。

特定作業部会は常設作業部会と同様に、目的に応じた作業計画を策定し、実行し、検証を行い、しまうみ管理協議会に報告する。

特定作業部会の委員は、しまうみ管理協議会において協議し任命され、任期は基本的に3年とするが再任を認めることとする。

また、委員の中から会長を選任する。会長の任期は基本的に1年とするが再任を認めることとする。

なお、特定作業部会員は、特定の個人ではなく漁業協同組合等の組織を任命する事を認める。その場合には、当該組織の代表者が特定作業部会に参加する事とする。

なお、特定作業部会は、しまうみ管理協議会あるいは当該作業部会から廃止の要望がない限り、継続的に設置されることとする。

【しまうみ事務局(対馬市水産課)】

しまうみ事務局は、しまうみ管理計画を円滑に管理するための支援を行うほか、しまうみ管理計画の策定および検証に関して、必要な情報の収集・取りまとめ作業を行う。

また、しまうみ管理計画の管理に関して、問題等が提起された場合には、速やかにしまうみ管理協議会あるいは作業部会の開催を提案するなど、問題解決に向けた対応を速やかに実施する。

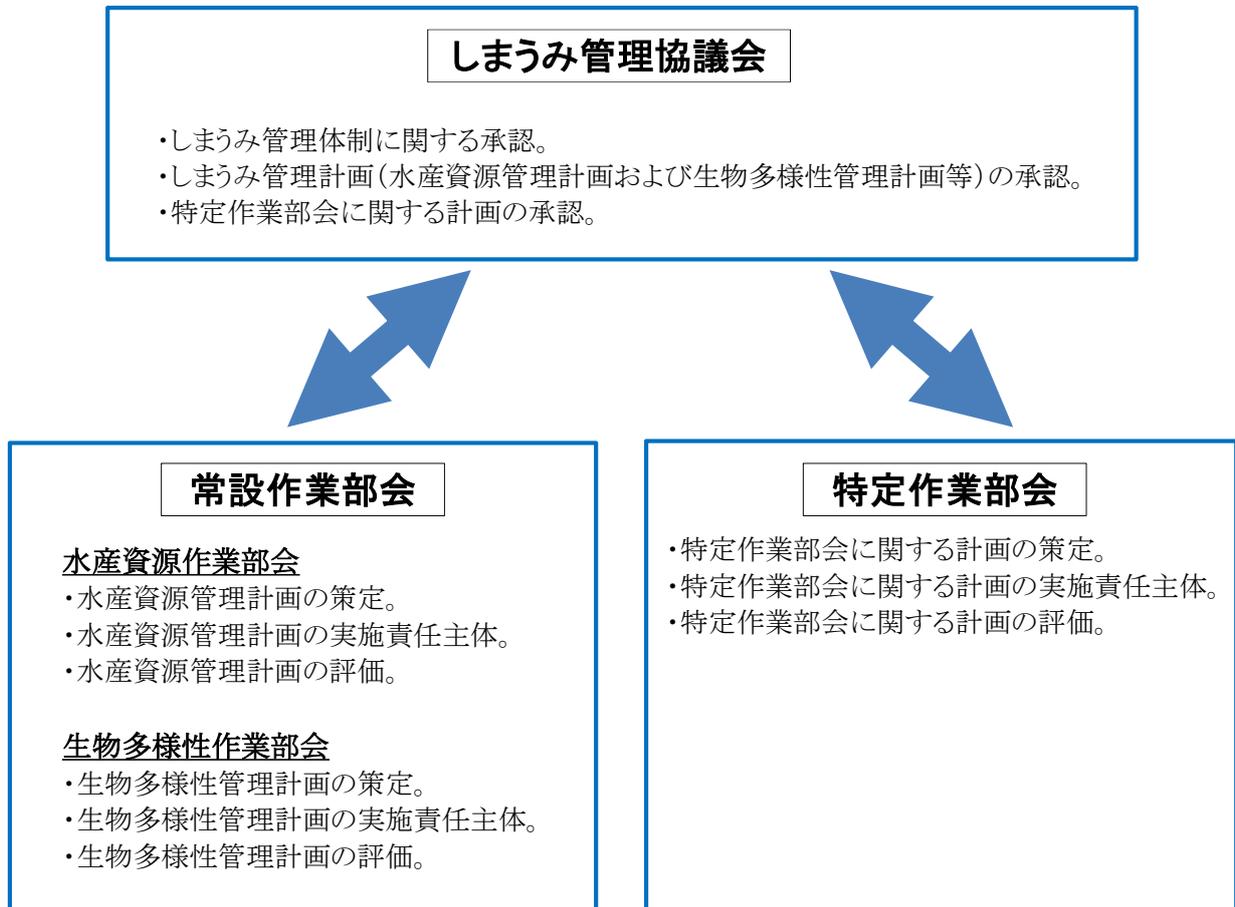


図5. しまうみの運営体制

第3章 しまうみ管理計画

対馬の海洋保護区である「しまうみ」は、水産資源作業部会で策定される水産資源管理計画、および生物多様性作業部会で策定される生物多様性管理計画等が含まれる、しまうみ管理計画によって管理される。

しまうみ管理計画は、年度毎に翌年度の計画が策定され、当該年度の計画が実行された後に成果を検証し、次年度の計画に反映させるというPDCAサイクルに沿って管理される。

3.1 水産資源管理計画

水産資源作業部会は、水産資源管理計画を策定し、しまうみ管理協議会に報告する。しまうみ管理協議会は、報告された水産資源管理計画について審議し、しまうみ管理計画として承認し、計画の実施を水産資源作業部会に指示する。水産資源管理計画は、実効性が担保される計画とし、下記の事項を含めることとする。

- (1) 実施期間
- (2) 水産資源作業部会委員
- (3) 対象となる海域
- (4) 対象となる水産資源
- (5) 対象となる漁業
- (6) 資源管理の具体的な方法
- (7) モニタリング
- (8) 情報の共有と対策

また、水産資源作業部会は、策定した水産資源管理計画の実施期間が終了した後、速やかに評価を行い、結果をしまうみ管理協議会に報告する。しまうみ管理協議会は、報告された評価結果について審議を実施し、必要に応じて次年度に反映させる事項を水産資源作業部会に伝える。

3.2 生物多様性管理計画

生物多様性作業部会は、生物多様性管理計画を策定し、しまうみ管理協議会に報告する。しまうみ管理協議会は、報告された生物多様性管理計画について審議し、しまうみ管理計画として承認し、計画の実施を生物多様性作業部会に指示する。生物多様性管理計画は、海洋保護区「しまうみ」の生物多様性を豊かにすることを目的とし、下記の事項を含めることとする。

- (1) 実施期間
- (2) 生物多様性作業部会委員
- (3) 計画の目的
- (4) 期待される成果
- (5) 対象となる海域
- (6) 具体的な作業内容
- (7) 実施スケジュール
- (8) 作業項目別の実施担当機関

また、生物多様性作業部会は、策定した生物多様性管理計画の実施期間が終了した後、速やかに評価を行い、結果をしまうみ管理協議会に報告する。しまうみ管理協議会は、報告された評価結果について審議を実施し、必要に応じて次年度に反映させる事項を生物多様性作業部会に伝える。

3.3 特定作業部会における計画

特定作業部会は、しまうみ管理協議会で承認された特定の目的に関する計画を策定し、しまうみ管理協議会に報告する。しまうみ管理協議会は、報告された計画について審議し、しまうみ管理計画として承認し、計画の実施を当該特定作業部会に指示する。特定作業部会における計画は、当該作業部会を設置する目的を実現するための計画とし、下記の事項を含めることとする。

- (1) 実施期間
- (2) 特定作業部会委員
- (3) 計画の目的
- (4) 期待される成果
- (5) 対象となる海域
- (6) 具体的な作業内容
- (7) 実施スケジュール
- (8) 作業項目別の実施担当機関

また、特定作業部会は策定した計画の実施期間が終了した後、速やかに評価を行い、結果をしまうみ管理協議会に報告する。しまうみ管理協議会は、報告された評価結果について審議を実施し、翌年度についても継続して当該特定作業部会を設置する場合には、必要に応じて次年度に反映させる事項を当該特定作業部会に伝える。

以上